

平成 31 年第 1 回  
島尻消防組合 2 月定例会

議事録

平成 31 年 2 月 26 日(火)

平成31年第1回 島尻消防組合 2月定例会				1日目
招集月日	平成31年2月26日			
招集場所	島尻消防組合 講堂			
開閉会等日	開会	午前10時00分	議長	本村 繁
時及び宣告	閉会	午後11時45分	議長	本村 繁
出席（応招）第1 回 定例議会	議員番号	氏名		
	1番	新里 嘉		
	2番	宮平 憲二		
	3番	米増 雄二		
	4番	仲間 光枝		
欠席（不応招） 議員				
議事録署名議員		1番 新里 嘉	2番 宮平 憲二	
職務の為議場に出席した者		書記 平安名 勲		
地方自治法12 1条により説明 の為議場に出席 した者の職、氏 名	管理者	瑞慶覧 長敏	第二警備課長	新里 昇昭
	副管理者	新垣 安弘	第三警備課長	新城 安照
	消防長	津波古 充也		
	次長	屋比久 学		
	署長兼警防課長	比嘉 典夫		
	会計管理者 兼総務課長	島袋 清正		
	予防課長	城間 功		

## 平成31年 第1回島尻消防組合 2月定例会会期日程表

会期	月日	会議区分	会議時刻	日 程
1	二月二十六日 (火)	本会議	10時	第1.会議録署名議員の指名について 第2.会期の決定について 第3.管理者運営方針について 第4.平成30年度島尻消防組合一般会計補正予算(第4号)について 第5.平成31年度島尻消防組合一般会計歳入歳出予算について 第6.島尻消防組合職員の再任用に関する条例について 第7.島尻消防組合職員の勤務時間、その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について 第8.島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 第9.沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について 第10.一般質問

会 期 平成31年2月26日(火) 1日間

## 平成31年第1回島尻消防組合2月定例会議事日程

日 程	付 議 事 件	件 名	備考
第1		会議録署名議員の指名について	
第2		会期の決定について	
第3		管理者運営方針について	
第4	議案第1号	平成30年度島尻消防組合一般会計補正予算(第4号)について	
第5	議案第2号	平成31年度島尻消防組合一般会計歳入歳出予算について	
第6	議案第3号	島尻消防組合職員の再任用に関する条例について	
第7	議案第4号	島尻消防組合職員の勤務時間、その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について	
第8	議案第5号	島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	
第9	議案第6号	沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について	
第10		一般質問	

平成31年第1回島尻消防組合定例会

午前10時00分

議長（本村 繁）

これより平成31年第1回島尻消防組合2月定例会を開会したいと思います。

資料につきましては、先日お手元にお配りしてあるとおりであります。

諸般の報告を行います。管理者より島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、その他6件の議案が提出されております。これで諸般の報告を終わります。

日程第一、「会議録署名議員の指名」を行います。

島尻消防組合議会会議規則第71条の規定により、本日の会議録署名議員は1番新里嘉議員、2番宮平憲二議員を指名したいと思います。

日程第二、「会期の決定の件」を議題と致します。

本定例会の会期は、本日の1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本会議は2月26日の1日間と決定いたしました。

日程第三、管理者運営方針についてであります。管理者の報告を求めます。

管理者（瑞慶覧長敏）

平成31年管理者運営方針、島尻消防組合。

本日、平成31年第1回、島尻消防組合2月定例会を招集いたしましたところ、構成市町ともそれぞれ定例会を控え大変お忙しい中ご出席を賜りありがとうございます。

今定例会は、平成31年最初の議会でありますので、消防運営方針、及び議案内容を説明致します。

私は、昨年島尻消防組合管理者に選任され、組合運営を負託されて1年を迎えたところではありますが、今後とも住民の安心・安全のため、当組合の管理者として八重瀬町長の新垣安弘副管理者と共に、南城市、八重瀬町の消防行政に尽力する所存であります。

皆様もご承知のとおり当組合は一部事務組合として発足してから、人材育成はもとより施設、資器材等の整備を行って参りましたが、近年は社会情勢の変化や高齢化が進み、社会構成が変貌する中、各種災害が複雑多様化する傾向にあり、これからの消防の果す役割は益々重要になるものと考え今後の運営に決意を新たにしております。

以上、組合運営に当たっての基本方針を申し上げましたが、次に平成31年度の主要施策の概要について申し述べたいと思います。

1. 消防体制について

当組合は昭和50年10月に発足し、今年で44年を迎えようとしております。

今日まで、組合関係者が組合に関して深いご理解とご協力のお陰をもちまして、消防体制は年々充実強化して歩んでまいりました。

昨年4月現在、管轄人口7万4千6百33人、世帯数は2万9千4百7世帯となっておりますが、今後はさらに人口の増加が予測されるため、よりいっそう消防組織を強化し、消防サービスを向上させ、地域住民の安心安全な生活が送れるよう努めます。

また、多様化する災害等に対応するため、日頃より消防職・団員が一致団結し各種訓練等で錬磨し消防技術の向上及び職員の士気の高揚を図り、地域住民により信頼される体制の充実強化に努めていく考えであります。

## 2, 消防力の強化について

年々社会環境が複雑化し災害等多様化・大規模化の傾向にあり、全く予測がされない特殊性の事故等も発生し、住民ニーズの多様化等により、新たな対応が強く求められております。

当消防は、平成16年に緊急消防援助隊として消火小隊、平成25年に後方支援小隊を各1隊登録していますが、平成31年度は新たに救急小隊を登録するとともに緊急消防援助隊補助金を活用し災害対応特殊救急自動車の整備を図って行きたいと考えております。

全国災害応援派遣及び当管内の災害現場においても、消防力が十二分に発揮できるようこれまで以上に体制の強化、並行して整備等を進めてまいります。

## 3, 救急業務体制について

救急業務の高度化等、救命率向上の目的を達成するため、再教育講習、病院実習に救命士を派遣しており、平成31年度には現場で活動する全救急救命士が気管挿管、薬剤投与、処置拡大の認定を受ける予定であります、また、救急業務全体底上げを目的とした、指導救命士認定者も現在4名おり、指導救命士による訓練体制等の構築を図っているところであります。

更に、地域住民に対する応急手当の普及啓発やAEDの講習を積極的に開催、さらには応急手当普及員を養成し、地域住民の救命率向上に努め、救急需要に対応してまいります。

## 4, 予防体制について

当消防でも、火災予防対策については、日頃より積極的に取り組みをしているところであります。平成32年度より違反対象物の公表制度が当消防本部でも施行されます。これは施設利用者に当該違反対象物の危険性に関する情報を公表するものであり、住民はもとより、年々増加する入域観光客にとりましても重要な生活安全情報であります。これに伴い予防課職員の教育、配置等を含め万策を講じてまいります。

## 5, 職員の教育について

職員の教育訓練については、県消防学校等の教育機関へ年次計画を作成し派遣しております。

併せて、講習会や職員研修を随時実施し、職員に必要な技術・技能を習得させ、職場の活性化に努めてまいります。

## 6, 消防団について

消防団は、あらゆる災害に際して、住民に身近なところで地域防災の中核的存在であり、役割が

ますます重要になってきます。

自然災害はもとより火災等の警戒、防御、鎮圧、被害者救出、応急復旧などへの対応において、各地域に密着した消防団の充実強化は地域防災力の向上に必要不可欠であり、消防団員の活性促進化に取り組み、地域の防災力の強化を推進してまいります。

又、訓練や消防学校での研修等に派遣し、団員の士気の高揚を図りたいと考えております。

・結びに

今後とも、消防組織の強化及び消防力の充実強化に努め、「地域と共に歩む消防」を目指し、行政と住民の連携、地域の自主防災組織の結成等を促進し、自助・共助・公助を念頭に、地域の防災力の強化を推進し「災害に強く、安全で安心して暮らせる市町づくり」の実現に向け、全力をあげて取り組んでいきたいと思っております。

つづきまして本定例会の内容について大まかに説明したいと思っております。

本定例会は、付議事件が6件ございます。

議案第1号が、平成30年度島尻消防組合一般会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出それぞれ19万円の減となります。

議案第2号は、平成31年度島尻消防組合一般会計歳入歳出予算についてであります。歳入歳出それぞれ10億6千82万2千円となっております。前年対比としては、116万4千円の増であります。これは、新年度予算の特徴として職員の採用、大きな事業としては、災害対応特殊救急自動車の導入事業があり、これは総務省からの緊急消防援助隊補助を受け導入予定であります。

議案第3号の島尻消防組合職員の再任用に関する条例については、地方公務員法等の一部を改正する法律に基づき、職員の再任用に関し必要な事項を定め、島尻消防定年退職後の再任用について条例整備をするものであります。

議案第4号の島尻消防組合職員の勤務時間、その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、条項の文字整備と再任用短時間勤務職員の条項文追加の為であります。

議案第5号の島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、構成市町の給与条例に準じ、勤勉手当、及び再任用職員の条例整備を行うためであります。

議案第6号の沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更については、当組合の名称変更に伴い、沖縄県消防通信指令施設運営協議会の規約変更について、地方自治法第252条の6の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、当組合の運営方針および今定例会の内容について述べましたが、今定例会の開催にあたり、日程に沿ってその都度事務局より説明申し上げますので、慎重審議の上、議決を賜りますようよろしく御願ひ申し上げます。

平成31年2月26日

島尻消防組合

管理者 瑞慶覧長敏

議長（本村 繁）

只今、管理者運営方針の説明がありました。

日程第四、議案第1号「平成30年度島尻消防組合一般会計補正予算（第4号）について」を議題と致します。

提案者から提案理由を求めます。

次長（屋比久 学）

おはようございます。議案第1号「平成30年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算（第4号）について」ご説明申し上げます。

それでは1ページをお願い致します。平成30年度島尻消防組合の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19万円を減額し、11億503万2,000円とする。詳細については、事項別明細書で説明したいと思います。

歳入から説明したいと思います。6ページをお願い致します。1款1項2目市町特別負担金、補正額78万6,000円の減、消火栓移設負担金でございます。

7ページをお願い致します。8款1項1目諸収入、補正額59万6,000円の増、沖縄県消防指令センター平成29年度剰余金でございます。

次に歳出にいききたいと思います。8ページをお願い致します。1款1項1目議会費、補正額22万2,000円の減、主な要因として議員定数減による人件費の減でございます。

9ページをお願い致します。2款1項3目財政管理費、補正額652万4,000円の増、補正による剰余金を基金に積み立てるものでございます。

10ページをお願い致します。3款1項1目消防費、補正額529万6,000円の減、4節共済費や18節備品購入費の増はあるものの、主な要因として勸奨退職等の人件費の実績見込みによる減、9節旅費の第47回全国消防救助技術大会が台風20号の影響により中止による減でございます。

次のページをお願い致します。3目消防施設費、補正額119万6,000円の減、主な要因として消火栓移設負担金でございます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長（本村 繁）

これより質疑を許します。質疑のある方、どうぞ。

4番（仲間光枝）

今回、上程をされております議案第1号から第6号までなんですが、去った2月7日の全員協議会において説明をいただきまして、各議員からの質問に対しても丁寧にご説明をいただいているところなので、本日は粛々と可決をしていくばかりだというふうに思っておりますが、1点質問をちょっとし忘れたというか、しそびれた部分がありますので、確認をさせていただきたいと思っております。

10ページ、歳出の部、いまご説明をいただきました消防費の中で一番トップのところにかかれております委員報酬7万円減になっております。それについてなんですが、説明によ

りますと、情報公開審査会が開催されなかったことによる減ですよというお話でしたけれども、その情報公開審査会について、いまお答えできる範囲内で結構ですので、教えてほしいと思います。6点あります。

1、委員数。2、任期。3、選任方法。4、過去どのような場合に開かれたのか。5、これまでの審査会の開催回数。6番目として情報公開審査会の他に委員報酬が発生する審査、審議会は他にあるのか、ないのかをお願いします。

総務課長（島袋清正）

ただいまの報酬についてなんですが、1から6番までざっと言われたんですが、私の覚えている限り、また補足の分はお願いしたいと思います。

委員の方は、情報公開審査会ということではいま3名の方をお願いしております。任期については2年ということになっております。あと報酬については1回当たり委員長が4,500円、委員の方が4,000円ということです。あと他に委員があるかということですが、当消防組合は、建設検討委員会を設けておりますので、その委員の報酬等もごぞいます。

選任方法については、当然、管理者の指導を受け、いま弁護士の名の紹介を受けてお願いはしております。

いままでの回数としては、去年ですか、報道機関の方からうちの情報公開審査に関する請求がありまして、それに対して私が覚えているのが5回ほど審査をしております。

あと建設検討委員会の方がごぞいます。私のいま覚えている限りはいま二つです。以上です。

4番（仲間光枝）

いきなりの質問だったので思い出しながらのご説明だったと思いますが、もし補足があれば、また後日補っていただければというふうに思います。

私がこれを聞いたのは、情報公開を請求する場合に例えば消防の皆さんで即決められる公開請求と、あるいは審査会を通して慎重にやるべきところというのが両方に分かれるのかなと思ったんですけれども、いまのお話を聞いていますと、情報公開の請求があった場合には、この審査会を通してのみ判断が下されるというふうに理解をしましたけれども、そうなんですか。

総務課長（島袋清正）

審査会については、こういうふうに情報公開の請求があった場合は、うちの組合の例規集に諾否委員会というのがございまして、そこで消防長を中心として各課長ですか、管理職の方が集まって今回の情報請求に対してどこまで公開しているのかというのをうちの情報公開の条例に照らし合わせて、そこで決まります。

そして正副管理者の決裁を得て情報公開をするという形になっております。以上です。

2番（宮平憲二）

9ページですけれども、3目財政管理費、これは補正前の額が1,000円、費目存置だ

と思うんですけど、これが補正で652万4,000円あがっております。それを当初ではなく、補正であげたという理由をお願いします。

総務課長（島袋清正）

宮平議員の財政管理費の補正前が1,000円、今回の補正で652万4,000円ということにはなっていますけれども、当初歳入歳出の方をいま予算を決めて運営はしているんですけども、年度末になりますと、予算を執行していくうちに不用額とか、切り詰めた予算というのがありますので、それに対しては剰余金という方法もあるんですが、うちとしては財政管理費、財政調整基金の方には積立して、今後の基金活用というふうにしたいということで、当初は1,000円ということで予算は組んでおりませんでしたけれども、基金の方に積み立てて運営していくという方向で今回の補正額というふうになっております。以上です。

2番（宮平憲二）

一方で繰越金が400万円、繰り越されておりますけれども、これは繰越金というのは何か使うべきのができなくなったというものですか。これも財政管理費、財政調整積立金に入れても良かったのではないのかなと思うんですが、どうでしょうか。

いま話しているのは、財政調整基金の積立金の中に繰り越した分を入れることができなかったのかということなんですけどね。

総務課長（島袋 清正）

目的があつての繰越は明許繰越という形で計上するんですけども、今回は剰余金という形での繰越となります。

議長（本村 繁）

他に質疑はございませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

これより採決に入ります。議案第1号「平成30年度島尻消防組合一般会計補正予算（第4号）について」は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

日程第五、議案第2号「平成31年度島尻消防組合一般会計歳入歳出予算について」を議題と致します。

提案者から提案理由を求めます。

次長（屋比久 学）

議案第2号「平成31年度島尻消防組合一般会計予算について」提案説明を申し上げます。それでは1ページをお願い致します。平成31年度島尻消防組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億6千82万2千円と定める。これは前年度と比較して116万4千円の増となっております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものであります。

地方債につきましては、「第2表地方債」によるものであります。

一時借入金につきましては、借入の最高額は1億円と定めています。

それでは、地方債について説明を申し上げます。4ページをお願い致します。第2表地方債、借入の限度額は高規格救急自動車購入2千810万円の起債を予定しております。歳入歳出の内訳については、事項別明細書で説明したいと思います。

7ページをお願い致します。1款1項1目市町負担金10億547万1千円を計上しております。2目市町特別負担金880万7千円を計上しております。

10ページをお願い致します。3款1項1目国庫補助金、高規格救急自動車購入及び消防団資機材購入の総務省消防庁補助金1千311万9千円を計上しております。

14ページをお願い致します。6款1項1目基金繰入金、消防指令センター減債基金150万円を計上しております。

15ページをお願い致します。7款1項1目繰越金、衛生業務を南部広域行政組合へ移管に伴い減額し、200万円を計上しております。

16ページをお願い致します。8款1項1目諸収入117万3千円を計上しております。

17ページをお願い致します。9款1項1目消防債、高規格救急自動車購入起債の2千810万円を計上しております。

次に歳出にいきたいと思います。18ページをお願い致します。1款1項1目議会費37万円減額の111万4千円を計上しております。減額の理由といたしまして、衛生業務を南部広域行政組合へ事務移管により組合議員の議員定数を7人から5人に変更したためでございます。

19ページをお願い致します。2款1項1目一般管理費44万円4千円を計上しております。

20ページをお願い致します。2款2項1目監査委員費6万円増額の47万6千円を計上しております。増額の理由といたしまして、議選監査委員1名の県外研修旅費となっております。

21ページをお願い致します。3款1項1目消防費1千741万円の増、8億8千719万7千円を計上しております。主な増額の理由といたしまして、職員数増及び定年退職者2名分の退職手当特別負担金による人件費増によるものでございます。

26ページをお願い致します。2目非常備消防費224万6千円の増、831万8千円を計上しております。主な増額の理由といたしまして、2年に一度開催の消防団消防操法大会及び備品購入費増によるものでございます。

同じく26ページ、3目消防施設費1千439万1千円の減、5千986万4千円を計上しております。主な減額の理由といたしまして、18節備品購入費、平成30年度購入の水槽付消防ポンプ自動車と平成31年度購入予定の高規格救急自動車の差額減によるものであります。

なお、今回の車両は総務省消防庁の補助事業を活用し、更新するものであります。

28ページをお願い致します。5款1項1目元金9千737万1千円を計上しております。2目利子303万5千円を計上しております。

31ページをお願い致します。7款1項1目予備費300万円を計上しております。

32ページから39ページが給与に関する調書、40ページが地方債に関する調書を添付しております。ご参照いただき、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長（本村 繁）

これより質疑を許します。質疑のある方。

1番（新里 嘉）

1点ほど確認なんですけれども、11ページ、歳入、県の補助金、項目に出ているんですけども、今年度、30年度も費目存置で1,000円計上、31年度も1,000円の計上なんですけれども、この中で県の補助金、ある意味、一部事務組合というか、消防からどういった形で補助金が想定される、過去の例でも構わないので、どういった形で入ってくる可能性があるのかということをお聞かせ願いたいと思います。

総務課長（島袋清正）

ただいまの県の補助金についてなんですけど、毎年、うちの組合の方では県の補助というのがなかなかありませんので、いつも費目存置1,000円でやっております。しかし、平成26年度、県の消防指令センターの方が事業を起こすということで、県の方から27年度750万円ほどの補助金がありました。この補助金の使い道というのは、この指令センターを活用するために、うちの方が借入の方を約2億6千万円ほど起債いたしましたので、それに減債基金として対応しなさいということで県の方から750万円の補助金はございました。その他はありません。ずっと費目存置でやっております。以上です。

1番（新里 嘉）

平成26年度には750万円ほど補助があったということなんですけれども、例えば県の方とはヒアリングとか、要望とか、そういったことも実際には行われているのか。これは一般質問等でも出てくると思うんですけど、当島尻消防組合としては、具志頭出張所とか、建物の建設等、その辺も例えば県の方から補助金等、例えば、こちらから要望して可能性ということと言うと、実現できるのかどうかということも含めてお聞かせ願いたいなというふうに

思っております。

総務課長（島袋清正）

県の方との交渉ということなんですけど、うちの組合としては基本的には構成市町との交渉で負担金の方はやっております。県を通すとか、いままでそういうのはありませんでした。これから県の補助金とか、そういう該当するものがあれば、構成市町の財政課を通して、そういうのは情報を得て対応していきたいと思っております。以上です。

議長（本村 繁）

他に質疑ございませんでしょうか。

2番（宮平憲二）

26ページ、3款消防費、1項消防費、3目消防施設費の中の工事請負費があるんですが、これは予算が30万3千円ということですが、工事はどのような内容でしょうか。

総務課長（島袋清正）

ただいまの消防施設費の15節工事請負費の庁舎関連工事費の30万3千円についてですが、この工事につきましては、新佐敷出張所の方の出入口が国道の方から見えないと。消防署の方が道隔てて中にありますので、一般の国道の方から見えにくいというようなことがありますので、そこの方に1メートル50の180の看板を川沿いに設置するということでの庁舎関連工事費の費用ということになります。以上です。

2番（宮平憲二）

看板ということですが、その場合、節として別の節があるんですが、手数料ですか、そういうのに該当はしないでしょうか。

総務課長（島袋清正）

うちとしては看板を設置する工事、15節の工事費ということで認識してやっております。11節の手数料ということでは解釈しておらず、工事ということで15節の工事費ということでやっております。

その辺ちょっと確認して対応はしていきたいと思っておりますけれども、うちとしては15節工事費という形で対応しております。

議長（本村 繁）

他に。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）

討論なしの声がありますので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結致します。

これより採決に入ります。議案第2号「平成31年度島尻消防組合一般会計歳入歳出予算について」は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

議案第2号「平成31年度島尻消防組合一般会計歳入歳出予算について」は原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第3号「島尻消防組合職員の再任用に関する条例について」を議題と致します。

提案者から提案理由を求めます。

次長（屋比久 学）

それでは、議案第3号「島尻消防組合職員の再任用に関する条例」、島尻消防組合職員の再任用に関する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由、地方公務員法等の一部を改正する法律に基づき、職員の再任用に関し必要な事項を定めるものとし、島尻消防定年退職後の再任用について条例整備の必要があるためでございます。

別紙資料をご参考の上、審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（本村 繁）

これより質疑を許します。質疑のある方はどうぞ。

4番（仲間光枝）

これも全協の方でご説明をいただいたところではありますけれども、その全協の中での質問に対して、島尻消防では再任用した職員はこれまで一人もいませんということのご説明でした。

今回の条例についてなんですけれども、任期の更新の第3条の中で再任用の任期の更新は職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好であるという部分があります。この勤務実績が良好であるというのは、どのように客観的に判断をされて再任用する、しないを決定するのか。そこら辺のちゃんとした根拠というのは整備をされているかどうかの確認をします。

総務課長（島袋清正）

今回の再任用に関する条例ということで、定年退職者の再任用ということなんです、その勤務実績が良好ということなんです、この方はまだちゃんとした制定というのはしてはおりません。

うちの方も人事評価自体はまだ走らせておりませんので、それをもとにして勤務実績が優秀かどうかというような判断というのはまだ下してはおりません。

そういうことが今後ありますので、この辺は管理者の方にもちゃんと報告といいますか、こういう推薦をしてやりたいと思います。推薦するにしても日頃の勤務態度、成績が優秀な方をもし再任用がある場合は推薦致しますけれども、ただ、その数字とかは残っておりませんので、これはまた今後調整して、こういう評定表と言うんですか、その辺は作成して臨みたいと思っております。以上です。

4番（仲間光枝）

やはり再任用を希望された方が何らかの事情で、例えばそれが認められなかった場合があるとして、これはどういう理由でそれはできなかったということの説明をしっかりとけないと思えます。これはトラブルの原因になりますので、それはしっかりと整備をされた方がいいという

ことで提案をしておきます。以上です。

議長（本村 繁）

他に質疑ある方。

1 番（新里 嘉）

いま関連するんですけど、1 点だけちょっと確認してほしいんですけども、今回、上位法の兼ね合いもあるのかなと思うんですけども、未だに再任用の方はいないということで認識しているんですけども、想定される職種と言いますか、職務と言いますか、やはり個人的には現場は厳しいのかなと思っているんですけども、やはり想定されるのは事務方と言いますか、それを組合としては想定しているのかどうか。その辺を含めていまから整備していくという認識でいいのか。その点だけお聞かせ下さい。

総務課長（島袋清正）

消防という職業柄、やはり定年退職をいたしまして再任用で、その現場の方ということは、体力的にはちょっと無理がありますので、現場の方ということは想定しておりません。

もし再任用ということであれば、その知識、経験を踏まえまして、日勤業務、例えば予防課ですとか、こういう日頃の業務の経験を活かせるところがいいのかなということでいまのところは考えております。以上です。

議長（本村 繁）

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

これより採決に入ります。議案第 3 号「島尻消防組合職員の再任用に関する条例について」は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第 4 号「島尻消防組合職員の勤務時間、その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」を議題と致します。

提案者から提案理由を求めます。

次長（屋比久 学）

議案第 4 号「島尻消防組合職員の勤務時間、その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」、島尻消防組合職員の勤務時間、その他勤務条件に関する条例を別紙のとおり一部を改正する。

提案理由、条項の文字整備と再任用短時間勤務職員の条項文追加の為。別紙資料を参照の上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（本村 繁）

これより質疑を許します。質疑のある方。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

これより採決に入ります。議案第4号「島尻消防組合職員の勤務時間、その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第5号「島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題と致します。

提案者から提案理由を求めます。

次長（屋比久 学）

それでは、議案第5号「島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり改正する。

提案理由、構成市町の給与条例に準じ、勤勉手当、及び再任用職員の条例整備を行うため。別紙、新旧対照表及び資料をご参照の上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。以上であります。

議長（本村 繁）

これより質疑を許します。質疑のある方どうぞ。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。議案第5号「島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第6号「沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について」を議題と致します。

提案者から提案理由を求めます。

次長（屋比久 学）

議案第6号「沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について」、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、平成31年4月1日をもって、沖縄県消防通信指令施設運営協議会を設ける特別地方公共団体の名称変更に伴う同協議会規約を別紙のとおり変更することについて議決を求める。

提案理由、沖縄県消防通信指令施設運営協議会を設ける特別地方公共団体の名称変更に伴う同協

議会規約を別紙のとおり変更することについて協議したいので、地方自治法第252条の6の規定により、議会の議決を求めるものである。これが提案理由である。

別紙新旧対照表をご参照の上、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。以上であります。

議長（本村 繁）

これより質疑を許します。質疑のある方どうぞ。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

これより採決に入ります。議案第6号「沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について」は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

これより一般質問を行います。通告の受付順に行いたいと思います。

尚、本日の質問者については、各議員の発言はそれぞれ20分以内としますので、時間をお守り下さい。最初の質問者、4番仲間光枝議員。

4番（仲間光枝）

そのまま流れるようですので、早速、一般質問していきたいと思いますが、今年の消防出初式は日曜日にあたり、多くの子ども連れの家族が参加をされていました。その様子を見ていますと、せっかく先程、管理者の方からも地域と一緒に歩むという言葉が出ましたが、いろんな方に消防活動の様子だったりとか、思いだったりとかを伝える機会としては、この消防出初式すごいいい機会だなというふうに本当に感じたんです。

私の家族も10名余り孫たちを連れてきていたんですが、もし来年も日曜日にあれば行きたいというふうに言っていますので、ぜひ今後も可能な範囲内で日曜日にやっていただければいいかなというふうに思います。これが出初式の感想でした。

では、早速一般質問なんですが、今回は2点通告をしておりますので、前回まとめてまずは質問をして下さいと議長の方に注意をされましたので、二つ目の質問まで一気に質問を述べたいというふうに思います。

それでは1点目、ドローン活用についてです。2018年度から運用開始になったドローンについて、現在までの活用状況と今後の計画等について以下伺います。

①実際の運用スタートはいつなのか。②現在、ドローンを操縦できる職員は何名か。③これまでのドローン活用事例。④運用後起こった問題、課題はあるのか。⑤問題、課題を共有、解決するために必要な体制はできているのか。⑥年間のランニングコスト。⑦災害時や緊急時のガイドラインは作成済みなのか。⑧操縦士育成、スキルアップ訓練含め、ドローンを効果的に活用していく為の今後の計画等についてお伺いを致します。

2つ目の質問いきます。労働時間管理について。2019年4月から働き方改革関連法が

順次施行されることになっておりますが、本消防の現状について以下伺います。

①上記の法律は公務員にも適用されるのか。②事務方（日勤）職員と現場職員の労働時間管理はそれぞれどのように把握、記録、管理しているのか。以上、よろしくお願い致します。  
第三警備課長（新城 安照）

ご質問の順にお答えします。まず1番目の実際の運用のスタートはいつかのご質問についてお答え致します。

2018年4月1日付けをもって人事異動により、本署各警備に操縦士を2名ずつ配置、予備員として日勤職員に1名を配置し運用を開始しております。

運用に際しましては、「無人航空機運用要領」を策定し国土交通省へ許可・承認申請を行いまして、5月24日付けで許可・承認されました。この許可・承認に関しては、訓練や調査飛行時に必要な申請であります。

2番目の現在、ドローンを操縦できる職員は何名かのご質問についてお答えします。

ドローンを操縦できる職員は現在7名です。今年度8名を養成しているところであり、3月に学科及び実技のカリキュラムを修了する予定でございます。

3番目のこれまでのドローン活用事例についてお答え致します。行方不明者の捜索活動で5件。火災状況の確認・調査活動で2件。南城市の要請によるがけ崩れの危険箇所の確認で1件となっております。

その他機関との訓練においては、県警との訓練が2件、沖縄県総合防災訓練、沖縄県国民保護訓練に派遣しております。

4番目の運用後起こった問題、課題はあるかについてお答え致します。訓練時の機体破損による修理があり、その際は業者の代替機により対応致しました。

現在、機体が1機しかなくて、モーターやバッテリー等の消耗部品もあることから、今後のトラブルや操縦士の増員に伴う訓練頻度の増加に備え、訓練機や2機目の導入が必要と考えております。

5番目の問題、課題を共有、解決するに必要な体制はできているかについてお答え致します。体制といたしましては、現在、運用要領にて統括安全管理者に署長又は警備課長と示しておりまして、署長を中心としまして体制を構築し、問題があればその都度対応しております。

運用から開始1年を経過するところでもありますので、フィードバック等を行い、問題点や課題などを抽出しまして、運用要領へ反映させたいと考えております。

6番目の年間のランニングコストについてお答え致します。賠償・動産保険料が4万9,990円、バッテリーを年1個ということで2万5,000円の計7万4,990円となっております。

7番目の災害時や緊急時のガイドラインは作成済みかのご質問についてお答え致します。運用開始時に「島尻消防組合 無人航空機 運用要領」を作成済みであります。運用要領

作成については、消防庁第13号、消防防災分野における無人航空機の活用に関する手引きを参考としまして作成しております。無人航空機運用要領をもとに国土交通省へ許可承認申請を行っております。

8番目の操縦士育成、スキルアップ訓練を含め、ドローンを効果的に活用していく為の今後の計画についてお答え致します。

今後としましては、操縦士育成に関し、年間8名の順次育成を行い、スキルアップや活用については、通常訓練の機会を増やす事とともに、他消防・他機関との連携訓練や調査活動を積極的に行うことにより実績を積みまして、実災害の活動に活かしたいと考えております。以上です。

総務課長（島袋清正）

次、質問その2、労働時間管理についてということでお答えしたいと思います。①上記法律は公務員にも適用されるかということでもあります。働き方改革については、超勤勤務の上限設定の規制や勤務時間のインターバル制度、産業医、正規雇用者と非正規雇用者間の不合理な待遇改善など改革関連法案が順次施行ということで、これは国家公務員、地方公務員にも適用し、そして施行に向けて改正等の通知がきております。

ただし、地方公務員法の趣旨に沿いこれらの内容に踏まえ超過勤務命令の上限時間等については人事委員会の規則等の改正など所要の措置を講じてくださいとのことです。

あと②事務方（日勤）職員と現場職員の労働時間管理はそれぞれどのように把握、記録、管理しているのかということなのですが、労働時間管理については、当組合の規則にのっとり日勤者は他の市町村と同様な朝8時30分から17時15分までの勤務体制で週38時間45分であります。残業等も各担当課においてありますが、月上限の45時間以内であります。

現場職員（交替制勤務者）も週38時間45分を基本として、3部制で年間52週を4週間1クールとして均等に割り振りして、1当務15.5時間としております。

わかりやすく言いますと、8時半に出勤して翌朝の8時半までの拘束となり、その24時間のうちの昼間の休憩時間、あと夕方45分、夜22時から翌朝の5時までは休憩となり、翌朝8時半までの勤務となります。勤務明けが非番日、翌日が週休日となって、これの3部体制としての繰り返しということでの勤務となっております。

あと労働時間の管理の方なのですが、出勤簿等、押印で行っております、時間外勤務については、各課職員の報告書を作成し、担当課長及び上司への決裁を得て行っているということです。

あと交替制勤務者は年間の勤務時間表を作成し、前もって通知して各警備で把握して、職員の勤務や年休及び特別休暇等の管理をしております。

日勤者の方も各担当課の方で年休とか、超勤関係申請書を決裁を得て管理をしているということです。以上です。

4番（仲間光枝）

有難うございました。1点目のドローンについてなんですけれども、1カ月くらい前でしたか、私の友人があざまサンサンビーチで犬の散歩をしているときに頭の上を本当にしつこくドローンが追いかけていたと。ちょっと遠くを見ると、一人の男性がいたということで、すごく気持ち悪かったという話をしていたんです。

やはりいまドローンはすごい安価でも買えるようになりまして、個人でも操縦をしている人も少しずつ増えているのかなと思って、そのときにドローン、消防もあるので、どのような運用をされているのかなというのがすごく興味が湧いたので今日は質問しております。

例えば、個人がいたずらにというか、趣味でやるドローンと、このように公共機関がきちっと運用しているドローンとの見分け方というのが市民にとっても少しわかりにくいところがあるのかなというふうに思いますが、例えば島尻消防のドローンが飛んでいるときに、これは島尻消防のドローンだということがわかるようなものというものはあるんですかね。例えば、消防のマークがついているとか、そういうのはない。

第三警備課長（新城 安照）

島尻消防が保有しているドローンにつきましては、周りからもわかりやすいように赤で塗装されていまして、区別できるようにはしているところであります。

4番（仲間光枝）

わかりました。赤いドローンが飛んでいるのは消防のドローンだよということで、私も言っておきたいというふうに思います。ドローンについては、8点細かく質問を入れましたので、それについてまた丁寧にご説明をいただきましたので、特に再質問はありませんので、次へいきたいと思います。

労働時間管理についてなんですけど、現場の職員の皆様については3交替制ということで、それはすごく把握はもしかしたらしやすいのかなというふうに理解するんですが、私がちょっと気になっているのは日勤の皆さん、事務方の皆さんの労働管理どうなっているのかなということで、今回は気がかりで質問させていただきました。

タイムカードというのは導入されているんでしょうか。先程は何か申告制によるものだというふうに理解をしたんですが、タイムカードの導入はあるんでしょうか。

総務課長（島袋清正）

当組合、出勤簿に関しては、押印、印鑑の方法で行っており、タイムカードや職員カードというものの管理は行っておりません。以上です。

4番（仲間光枝）

このタイムカードなしで日勤の皆さんの時間管理をしているというのは、これはどこの消防さんにおいてもそうなんですか。

総務課長（島袋清正）

他の消防の情報等はちょっとわかりませんが、市単独の消防の方であれば、そういう職

員カードという方法もあるかもしれませんが。当組合としては昔ながらの出勤して印鑑を押してというような感じの方法で行っております。

でも、しかしこれから勤務体制、いろいろ管理しないといけないということで、今後こういうのを変えて、新しい方法、例えば南城市さんがやっている指紋認証ですか、そういう最先端の管理があると思うんですけども、その方向も視野に検討入れてやっていきたいとは思っております。以上です。

4番（仲間光枝）

やはり労働する側の気持ちとしては、もちろん好んで残業はしないと思うんですが、やっぱりやむを得ない状況においては、残業も多くなる時もあると思うんです。それをやはり決められた範囲内で収めるためには、この言葉が適切かどうかはわかりませんが、嘘の報告もありかなというふうに思ったりもします。

なので適切に時間管理をするにあたっては、機械的な管理も、要するに人為的に操作できるような申告制ではなくて、ちゃんとタイムカードなり、いま言った便利なシステムがありますので、そういったものの導入も考えてみたらどうなのかなというふうに思ったりもします。

やはりいまは労働者の保護に向けての流れがすごい加速していますので、もちろんそればかりではちょっと業務の方がということも私も会社を経営していたりするのでわかりませんが、やはりそういった労働者保護の観点からいけば、タイムカードの導入というのは必要なかなというふうに私自身思っています。

いまの質問の中で、他の消防さんはどうですかということ質問して、ちょっと他の消防のことはわからないというふうにお答えがあったんですけども、これ次回までに県内の消防さんがどれぐらいタイムカードの導入で、そういった労働時間を管理しているのか、していないのかというところの調査をされて、ちょっと報告をいただけますか。これは次回でよろしいですので、よろしくお願い致します。

いろいろ働き方改革の中で、やはり働く人の環境を整えていくというのは、やはり管理者の務めでもあるし、それについて私たちが幾何の提案をしていくのも務めだというふうに思っておりますので、今後ともそういったことを努力していきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。以上です。

総務課長（島袋清正）

ご指摘のとおり、県内の消防、全部が全部把握しておりませんので、この方を調査いたしまして、次までには報告したいと思えます。以上です。

議長（本村 繁）

次の質問者、3番議員米増雄二議員。

3番（米増雄二）

おはようございます。通告書に沿って質問をさせていただきます。大きな1、旧佐敷出張

所跡地について。①売却の進捗状況を伺う。②具志頭出張所の建て替えの進捗状況を伺う。

大きな2、本部出張所の人員について。近年は、どの業界もなり手不足が問題になっております。消防隊員は、勤務も激務で志が高くないとできない職種だと思っております。育てるのも1年や2年で出来ることでもないと思いができる。そのことを踏まえて伺います。

①人員の状況を伺う。②毎年の職員採用状況を伺う。

大きな3番、救急救命講習について。高齢化社会等により、救急出動も多くなっていると、認識をしております。中には、救急を呼ばなくてもいい症状や、また、救急車の到着が間に合わず、救えないとかということもあると思います。地域や団体に講習を受け、知識と技術に触れることで、全部ではないと思いますが、また、簡単な事ではないと思いますが、少しでも解決になればという事を踏まえて講習の実施状況を伺います。よろしく申し上げます。

総務課長（島袋清正）

ただいま米増議員の質問その1、旧佐敷出張所跡地についてということで、売却の進捗状況について伺うということで答弁したいと思います。

平成29年度7月に新佐敷出張所に移転いたしまして、旧佐敷庁舎の売却に伴う入札の公告を平成29年12月、また30年12月と行いました。結果では入札者がおらず、売却せず現状のままということとなっております。

以前は、土地鑑定評価を照らし合わせて価格設定を行い、入札参考価格として提示しておりましたが、2年連続入札者がいない状況を踏まえ、今後、価格を下げ入札者の公募を募りたいと思っております。以上です。

次長（屋比久 学）

②具志頭出張所の進捗状況についてお答え致します。第1回の島尻消防組合消防庁舎建設検討委員会を昨年11月27日に開催し、委員長に石川勝弘八重瀬町副町長を選出しております。

第2回建設検討委員会を来月開催し、建設計画及び候補地の比較選定を行う予定となっております。

続きまして、本部、出張所の人員についてということで①人員の状況についてお答え致します。平成31年1月1日現在、消防職員92名、内訳といたしまして、沖縄県消防指令センター派遣職員が2名、本部職員が16名、そして消防署職員が74名の合計92名となっております。

続きまして、②毎年の採用状況についてお答え致します。平成26年度から平成30年度の直近5年間の採用状況についてお答えしたいと思います。

平成26年度3名、平成27年度6名、平成28年度2名、平成29年度は採用がありませんでした。平成30年度6名の採用となっております。以上でございます。

署長兼警防課長（比嘉典夫）

救命講習についてお答え致します。応急手当の基礎知識の有無は、いざというときに生死

を分ける重要な要素となっております。当消防本部では、毎年約80回から100回程度の応急手当講習会を開催し、年によってはばらつきはあるものの、1年間で約1,500名から2,000名弱の方が受講しております。

昨年度（平成29年度）から、毎月第3土曜日開催の月例救命講習会や応急手当普及員養成講習会など、更なる普及啓発に取り組んでいます。

ただいまお配りしたのは、参考資料です。以上です。

3番（米増雄二）

いま佐敷出張所の売却については、入札者がいなかったということで、今後、価格等の調整を行ってということだと思えます。

具志頭出張所の建て替えについても建設委員会が立ち上がったということで着実に前に進んでいるんだなということでの確認をしたくて、今回質問をさせていただきました。すぐに着工できるというお話ではないと思いますが、かなり老朽化になっていると思いますので、着実に建て替えをするようお願いと要望をしたいと思います。

人員についてなんですけれども、実際、いま92名ということなんですけれども、勤務としては足りている状態なんですか。足りているというか、人員不足であったりとか、そういう状況ではないかというご質問なんですけど、よろしくお願ひします。

次長（屋比久 学）

職員数が足りている状況なのかということではありますけれども、私たちも増員を掲げて、平成30年度、本署の職員数を1名増員ということで3名の増員を果たしております。次年度におきましても佐敷出張所の増員を要望して、それに向けて頑張っているところであります。以上であります。

3番（米増雄二）

有難うございます。1年、2年で人が育つという業務ではないと思いますので、例えば、採用試験等々があると思うんですけども、その前にまた学校とかというのがあるかと思うんですけども、そういう形で例えば島尻消防の方で何か手助けをして、ぜひ島尻消防に入隊するとかというような仕組みとかというのがあるんでしょうか。学校の補助だったりとか、そういうぜひ来てもらうような仕組みとかというのがあるんですか。

署長兼警防課長（比嘉典夫）

職員採用については、採用した後に沖縄県の消防学校の方に初任科ということで入ってからの学校です。そこで半年間、基礎の方を勉強して、半年後に署に帰ってきて、また、今度は救急の学校が2カ月ほどあって、そこにいったの初めての救急車乗員とか、消防活動になります。以上です。

3番（米増雄二）

すみません、勉強不足でした。有難うございました。

あと救急救命講習についてということなんですけれども、これだけ年間実際やっているん

だなどいうことで驚いております。

何かと言うと、やはり救急出動というのがかなり増えているという認識をしているんですけども、やはり間に合わなかったりとかということ、また、そういう講習を受けていることで救急を要しないという判断ができたとかということが少しでもあれば負担軽減になるのかなということ、講習を積極的にやった方がいいんじゃないかなということ、今回、質問をさせていただきました。

実際、僕もまだ受けたことがないので、毎週やられているということもありますので、ぜひ一度受けたいなと思います。以上です。有難うございました。

議長（本村 繁）

次の質問者、2番宮平憲二議員。

2番（宮平憲二）

おはようございます。消防の皆さんは、いつも市民の財産、生命を守る大事な仕事をしておりますけれども、私の質問いまから始まるんですけど、ぜひ現場では安全を第一に作業していただきたいと思います。

では、早速いきたいと思います。質問事項、消火活動と消防士の安全について。1月22日の朝、秋田県能代市で火災が発生し、消火活動中の2名の消防士が殉職しました。また、同月30日の夜には東京都八王子市で火災が発生し、同様に1名の消防士が殉職しました。立て続けに尊い3名の消防士の命が失われました。その原因と教訓について伺います。

次、財政調整基金について。財政調整基金の運用状況について伺います。

次、減債基金について。減債基金の運用状況について伺います。以上、よろしく願い致します。

第二警備課長（新里昇昭）

おはようございます。ただいまの質問の宮平議員からの質問その1、消火活動と消防士の安全についてということでお答えします。

昨今、全国的に家屋火災等の活動現場が減少し、火災に対する経験が少ない隊員が増えております。

今回の事故については、どちらも火炎に巻き込まれ逃げ遅れたとの報道がされております。もちろん、いろんな要素が重なって起きた事故と思われませんが、屋内進入活動時の火災経験の乏しさも一つの要因となっていたのではないのでしょうか。原因については、現在も調査中とのことです。

このような事故を起こさないためにも、安全管理体制の再点検及び安全管理マニュアルの再徹底を図り火災現場に限らず、各災害に対する危険予知能力を向上させる為、各警備で教育と訓練を実施しております。以上です。

総務課長（島袋清正）

質問その2、財政調整基金についてお答え致します。財政調整基金の運用状況についてですが、当組合は、各構成市町の負担金で運営しております。予算執行の中で財産の積立や不足時において基金運用しております。

基金状況については、毎年の決算書に報告しておりますが、近年では平成30年度から衛生課事務移管により衛生課の歳入、歳出分の余剰金を基金の方から繰り出ししております。

また、30年度は職員の勸奨退職者の退職特別負担金として当初予算には計上しておりませんでしたので、その方も金額を基金の方で対応しております。

次、質問その3の減債基金についてということですが、減債基金の方は現在300万円ほど減債基金を持っております。これは先程ありました消防通信指令センターの運用を図るため、沖縄県の方から750万円ほどの補助金がありました。この補助金についても減債基金に充てて下さいというような補助金でありまして、この補助金は指令センターで起債した分の償還費用に充てるということで運用しております。以上でございます。

2番（宮平憲二）

1番目の消火活動と消防士の安全についてでございますが、私、出初式で消防士の方が実演と言いますか、訓練、非常にハードな訓練を見せてもらいました。体力がいる非常に大変な仕事だなと思いました。

主に若い方がやられていたと思うんですけども、この消防の訓練、我々は訓練という言葉では何となく聞いていたんですけども、この訓練というのは、それぞれの消防署が独自にやっているものではなくて、基本的な消防庁のマニュアルみたいなものがあって、それに沿ってやっているのか。プラス独自の訓練があるのか、お聞かせ下さい。

第二警備課長（新里昇昭）

ただいまの質問にお答えします。訓練は毎月、安全管理要綱の規定に基づき、各警備、本署、出張所、計画に基づいて訓練を行っております。これは勤務中の訓練です。

それと年2回から3回、1警備、2警備、3警備別々で本署の方でまとめてやるということで行っております。もちろん消防庁の方から警防活動時における安全マニュアルというのがございます。それに基づいて行っております。以上です。

2番（宮平憲二）

今回、亡くなった方は秋田県の方は26歳と32歳の若い方です。東京都の方も22歳の若い方です。それで十分な訓練を受けて現場に配属されているわけですよ。そういうふういろいろなシチュエーションを想定した訓練を行っていると思うんですけど、例えば体の訓練もあるんですけど、現場での状況判断の訓練、そういう訓練は、彼らはやっているとは思いますが、さらにそこにはチームのリーダーがいますよね。その現場、危ないという判断をした場合、避難しなさいとかあると思いますけど、これは現場のリーダーが独自の判断で逃げるのか。こういう指示がないと作業を続けられないいけないのか。この辺もちょっと教えて下さい。

消防長（津波古充也）

ただいまの質問にお答え致します。当消防本部においては、近年、大量採用により組織の若年化が進行しており、現場経験の少ない職員が急増しており、消防組織の低下が懸念されておりますが、その対策としては、日頃から消防職員に必要となる基礎的な知識、技術の内容を習得するため、勤務時、そして非番時において日々の訓練を充実させております。

また、去る2月1日におきましては、沖縄県初でもありますが、南部の消防本部、当消防本部、那覇市消防本部、東部消防本部、豊見城消防本部、糸満市消防本部、5消防本部による第1回南部消防長会消防活動訓練効果確認が実施されました。

この訓練の目的は、建物火災を想定し、火災の基本防御、体系の確立及び要救助者の救出するまでの活動を安全、確実、迅速に行い、火災現場における基本的な活動要領の習得を目的とする。さらに達成目標においては、士気能力の向上、無線報告要領の習得、迅速な放水活動の実施などでありました。当消防本部も良い成績を残し入賞することができました。

今後の展開といたしましては、署内でもこういう救助活動訓練を年間数回開催することにより、日々の訓練が充実し、さらに職員間のチームワークもできてきて、高いスキルアップが期待できると考えております。それまで踏まえてお答えいたしました。以上です。

2番（宮平憲二）

有難うございます。第1回の消防合同訓練ということで、今後も期待しております。さらに質問したいんですけど、これまで島尻消防において、そういった現場で危ない場面があったのか。あるいは実際ケガをしたとかあったのか。その場合に、その情報の共有をして、今後役に立っているのか。これをお聞かせ下さい。

消防長（津波古充也）

そういうことを踏まえて、南部消防長会においては、去る2月1日に那覇市消防本部で想定訓練を開催したところであります。以上です。

2番（宮平憲二）

訓練の方はわかったんですけど、実際、島尻消防の方でそういう危ない場面があったのかということなんですが。

第二警備課長（新里昇昭）

ただいまの質問にお答えします。近年、そういう大きな災害等の危険性がある事故等、若干ありました。ただケガ等はないです。

これを予測できない場合があります。これは建物の構造と、例えば木造、RC構造、昔ながらの木造だと全然活動方針が違ってきます。物が燃える時点で熱が上の方に溜まって、ぱっと一気に燃え上がる現象、あれは酸欠によってここの中に酸素が入って一気に爆発するという現象が想定できないことがあるんですよ。そのためにも先程言いましたマニュアル等、それで再確認しながら訓練を行っているところであります。以上です。

2番（宮平憲二）

有難うございました。今度も職員の安全を第一に消防活動を行っていただきたいと思いません。

まず、自分がケガすると助けることもできませんので、それを第一にお願いしたいと思います。

続きまして、財政調整基金についてですけれども、財政調整基金の目的は年度間の格差をなくすと、健全な予算を組むということになっておりますけれども、平成31年度の予算を見て私いま話をしておりますけれども、繰入金は本来、財政調整基金からだと思うんですけど、今回、減債基金のみなんです。総務費の中で25節の積立金ゼロなんです。財政調整基金の積立が、前年度もゼロです。これは条例でも毎年積み立てるということになっておりますけれども、この辺はいかがなんでしょうか。

総務課長（島袋清正）

31年度予算書の中でも繰越金というのは、30年の歳入歳出、これは5月終了した時点での繰越金ということになりますので、いまの時点ではどれぐらい余剰金が出るのかというのがわかりませんので、当初予算という形で前年度、31年度は200万円という形でやっております。

あと歳出の財政管理費についてもこれは積立金ということなんですけど、これも年度を通してみないと、どれぐらい積立するのかというのがまだ全然予測つかない段階でありますので、いまの段階で費目存置という形で財政管理費の方は置いて、それで年度を走らせて、その中で剰余金、積立金の方に運用できるものであれば積立金に出すというふうな方向で毎年やっております。

また、減債基金についても先程申したように、県の方から750万円ほど補助金をもらいましたので、これは毎年、毎年150万円を減債基金という形で入れておまして、償還金の方に回しているというような状態であります。以上です。

2番（宮平憲二）

予算というのは、余剰金が出たときに積立しようというふうにいま受けたんですけども、当初予算で積立金を支出として計上すべきだと思うんですけど、どうでしょうか。

総務課長（島袋清正）

当初予算で積立金という方法もあるんですけど、いまのうちの予算上は、また厳しい財政の状況を踏まえて、うちの当初予算でいきなり積立金いくらということは財政課の方でもそういう話はなく、うちの方からもそういう要望はしてはしてはおりません。本来ならば、こういうふうに積立して具志頭庁舎の積立金に回すとか、今後大きい事業がある場合、その方に積立をすとか、そういうような方法はあるんですけども、いま現在はございません。

ちなみに、うちの基金として、また目的基金という形で具志頭庁舎の財政積立金という形で1,000万円は予算としては基金としては組んでおります。以上です。

2番（宮平憲二）

いまのお話を聞きますと、財政調整基金というのは、積み立てた額はいまどれぐらいありますか。

総務課長（島袋清正）

現在の金額は、平成31年1月末において2千264万2千円は基金として持っております。以上です。

2番（宮平憲二）

積立金が2千264万円ということで、積立額がほぼ組合債に相当する額ですよ。毎年起債でそれぐらい借入していますよね。去年が3千600万円の消防債、今年が2千800万円の消防債、ということは借りるのと積み立てる額がバランスが取れてないと思うんですけど、確かに財政事情が厳しいのはわかります。だけど、条例で設定しているわけですから、断られるかもしれませんが、強く基金を積み立てる努力をしていただきたい。各八重瀬町、南城市、財政課あたりと調整して、ぜひそういう基金を設けるようにしないと、結局は義務的経費の公債費、これを返しているわけですから、ほぼ起債を出しているということですから、今回、減債基金から150万円出ているんですけど、公債費全体では約1億円ですよ。そのうちの150万円というと微々たるものですよ。1.5%、この程度しか出せないというのは、ちょっとあれかなと思うんですけど、ぜひ基金を積立額を増やす努力をしてほしいと思います。難しいんですけど、財政厳しいのは当然わかります。だけど、条例独自の予算を健全化するためには、どうしても基金は必要です。基金は目的のために作るわけですから、それといまから建設の基金も必要かなと思うんですけど、建設のための基金はないですよ、ありますか。ということで、基金については、ぜひ条例にあるように健全に積み立ててほしいと思います。あと何かあれば、お願いします。

総務課長（島袋清正）

基金についてなんですけれども、うちも一般家庭で言うと貯金みたいな感じでありますので、貯金は多ければ多いほど安心して運営はできるということではあります。かといって、例えますと、要は一部事務組合、子どものおこづかいを親、構成市町の方にねだるとき、そこでいろいろ子どもとしては、こういう貯金と言うんですか、おこづかいほしい、ほしいというふうにはねだるんですけども、親元、構成市町の方ではいやいや、ちょっと待って下さいよと。なかなかそういうのは君たち、ちゃんとしたこづかいというか、予算を与えているんだから、その中でちゃんとしっかりしなさいというふうに言われていますので、この辺は実際、うちの方も基金の方はあった方がいいんですが、なかなか出してもらえないのかな、おりてこない。

以前は、具志頭庁舎の方を建設するということで、そこでも多額な費用が必要ですので、そこで目的基金は必要ではないかということで、1,000万円、当時はまだ2,000万円を基金持っておりました。持っていて、毎年毎年こういうふうに積立しようかと思ったんですけども、やはり財政状況は厳しいということで、2,000万円あったうちの1,000万

円は佐敷の新庁舎の方で使用いたしまして、残り1,000万円の方については、今度、具志頭の方に充てようということでのやり繰りと言うんですか、その方はやっております。

基金の方も本来なら、当初、予算の方で計上したらいいんですけれども、なかなかそういうわけにはいかない。その年度内のやり繰りと言うんですか、年度末で補正4号のように基金の方に回せるものは回すというような方向でやっております。毎年、毎年その基金の方に積立しているというわけではなくて、本年度の予算内で運用状況によっては基金の方に回しているということです。それができなければ、また、かえって基金から崩すというパターンもございます。この辺、年度の予算状況によりますけれども、平成30年度の場合は、こういうふうに基金に回せるということです。31年度の方は、どういうふうになるかというのはまだ見えない状況ではありますので、もしかしたらまた基金の方を崩して運用していく可能性もございます。

どちらにしても基金の方はないよりはあった方が、うちの方も安心して組合運営はできますので、その方向で努力していきたいとは思っております。以上です。

2番（宮平憲二）

わかりました。繰越金の方、余剰金だと思うんですが、余剰金の場合は翌年度の歳入に編入するということが決まっております。その中で基金にもできるという取り決めがありますので、今回、31年度の予算においては、その繰越金は基金には入れられておりません。ですから、実績と努力をするためにも繰越金は一部基金に繰り入れるということも必要ではないのかなど。そういうことを見せないと、各市町から交渉するときにはやり繰りしているよと見せておかないとあれかなと思いますけれども、今後、基金については、積み立てる努力というのをぜひお願いしたいと思います。以上で終わります。有難うございました。

議長（本村 繁）

これで一般質問を終了致します。

本定例会において、議案等が議決されましたが、その条項・字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、条項・字句・数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成31年第1回島尻消防組合2月定例会を閉会致します。